

本県の復興に向けた戦略的道路整備について

原子力災害を抱える本県固有の事情を踏まえ、福島復興再生特別措置法、基本方針に基づき、復興に不可欠で先導的な役割を担う道路整備を避難解除等区域復興再生計画に位置付けること、国予算による本県枠の創設、国直轄代行事業への積極的な採択などについて、強く国に働きかけるなど、本県の復興に向けた戦略的道路整備に取り組んでまいります。

記

1. 要望事項

- (1) 戦略的道路整備に向けた財源確保と国直轄代行採択
(避難解除等区域復興再生計画への位置付け)

【代行要請箇所】①小名浜道路（小名浜港～常磐道）

②吉間田滝根線（小野 IC～川内村）

③国道 399 号（川内村～いわき市）

④国道 114 号（浪江町～川俣町）

- (2) 常磐自動車道の早期全線開通
(3) 復興支援道路国道 115 号霊山福島間の新規事業化
(4) 国道 6 号勿来バイパスの新規事業化

2. 要望方法

- (1) 要望時期 11 月上旬
(2) 要望先 復興庁・財務省・国土交通省の大臣級

問い合わせ先

福島県 土木部 道路総室

道路計画課 課長 大河原聡

電話 024-521-7466 内線(3554)

FAX 024-521-7951

本県の復興に向けた戦略的道路整備について

■ 背景と戦略

- 本県の道路整備については「ふくしま道づくりプラン」に基づき、計画的な整備に努めている。
- 主な財源は社会資本整備総合交付金（通常枠）と地域自主戦略交付金（一括交付金）

大震災発生

- 災害に強い道路ネットワークの構築に向け、縦横6本の連携軸や全県の地域連携道路など、引き続きプランに基づき整備を推進する。
- 長期的・安定的な通常財源を確保が必要。
- 津波被災には東日本大震災復興交付金、東西連携道路機能強化には社会資本整備交付金（復興枠）が国より財源措置された。しかし、採択要件が限定的で要求に満たない予算規模である。

原子力災害の克服

- 他県とは異なる特殊な状況
- 避難者の帰還支援
- 将来不安の解消
- 環境再生（除染）
- 産業再生の支援
- 新たな産業集積

避難解除等区域と周辺母都市等とを結ぶ
先導的連絡機能強化が必要。

- 避難解除等区域への帰還を支え、地域の復興再生を実現させるために必要な幹線道路の整備量が膨大。
- 財源の確保と国・県の役割分担が不可欠。

現行の予算規模では実現不可能

福島復興再生特別措置法の活用

※戦略性を有した道路整備が必要

戦略の内容

- 避難解除等区域における必要な道路整備について「避難解除等区域復興再生計画」への位置付けを国に働きかける。
- 本県に特化した財源措置「福島復興再生枠」の創設等を働きかける。
- 国と県の役割分担のもと、国直轄代行事業の採択を働きかける。
- 常磐自動車道の早期全線開通を働きかけ、浜通り地域の復興を加速させる。
- 復興再生に必要な国直轄事業の平成25年度新規採択を働きかける。

